平塚市成年後見利用支援センター 令和元年度業務概況 (総括表)

4月1~30日	5月1~31日	6月1~30日	7月1~31日	8月1~31日	9月1~30日	10月1~31日	11月1~30日	12月1~31日	1月1~31日	2月1~29日
開所日数:21日)	(開所日数:19.5日)	(開所日数:21日)	(開所日数:22.5日)	(開所予定日数:22日)	(開所予定日数:19,5日)	(開所日数:22日)	(開所日数:20.5日)	(開所日数:21日)	(開所日数:19,5日)	(開所日数:19日
土曜開所 (4/6)	土曜午前開所 (5/11)	土曜開所 (6/1)	湘南西部成年後見 制度利用支援連絡 会出席(伊勢原シ ティプラザ)(7/3)	土曜開所 (8/3)	土曜午前開所 (9/14)	土曜開所 (10/5)	法テラス小田原 地方協議会(小 田原)出席 (11/1)	湘南西部成年後見制度利用支援連絡会出席(家裁小田原支部)(12/6)	市長申立要請 ケース対応 (1/9)	土曜開所 (2/1)
受任調整· 企画運営会 議(4/16)	成年後見制度の診 断書の書式改定等 に関する説明会 (秦野市文化会館) (5/20)	社会福祉士養 成実習対応 (6/3, 11)	横浜家裁との連 絡協議会出席 (横浜家裁) (7/11)	専門相談 (8/20)	終末期に向けた 活動支援事業検 討会出席(市役 所)(9/25)	越谷市社協視 察訪問 (10/7)	厚木市社協視 察受入 (11/6)	横浜家裁との連 絡協議会出席 (家裁小田原支 部)(12/6)	土曜午前開所 (1/11)	専門相談 (2/18,27)
専門相談 (4/23)	成年後見制度の診 断書の書式改定等 に関する説明会 (保健センター) (5/22)	専門相談 (6/18)	土曜午前開所 (7/13)	受任調整·企画 運営会議 (8/20)	設置5周年記念 講演会(市役 所)(9/20)	成年後見制度に関する意見交換会(湘南圏域・県平塚保福)出席(10/9)	大学連携事業 打合せ (11/8)	土曜開所 (12/7)	平塚市虐待防 止等ネットワーク協 議会出席 (1/16)	受任調整·企画 運営会議 (2/18)
後見サポー ター全体会 (4/6)	終末期に向けた 活動支援事業検 討会出席(市役 所) (5/22)	受任調整·企 画運営会議 (6/18)	チーム支援に関 する打合せ(平塚 市役所)(7/17)	社会福祉士養 成実習対応 (8/21)	市民後見人養成講座(実践研修)(9/9)	ケース検討会 (10/11)	土曜午前開所 (11/9)	専門相談 (12/17)	専門相談 (1/17)	成年後見支援ネットワーク連絡会(修健センター)(2/25 →書面開催
-	専門相談 (5/23)	成年後見支援 ネットワーク連 絡会(保健セ ンター)(6/26)	成年後見制度利 用促進フォーラム 出席(海老名市 文化会館)(7/22)	平塚市虐待防止 等ネットワーク協 議会出席(保健センター)(8/22)		専門相談 (10/15)	出張専門相談 (サンレシ・デンス 湘南)(11/20)	受任調整·企画 運営会議 (12/25)	大学連携事業 (東海大伊勢 原キャンパス) (1/22)	設置5周年記念 講演会&ミニシンポ シウム(済生会湘 南平塚病院) (2/17)
		出張講座(横 内団地集会 所) (6/3)	終末期に向けた 活動支援事業検 討会出席(市役 所)(7/24)	成年後見制度 利用促進協議 会(市役所) (8/28)	市民後見人養 成講座(実践研 修) (8/6, 13)	受任調整·企画 運営会議 (10/15)	終末期に向けた 活動支援事業 検討会出席(市 役所)(11/20)	出張講座(松原 公民館) (12/7)	第三者後見人 研修交流会 (1/28)	成年後見制度講座(保健セン ター)(2/25) ⇒中止
出張講座等 広報事業を4 網掛けで表え	ちの	出張講座(うん どう・デイ・まつ がおか) (6/7)	平塚市応急事務 管理会議全体会 議(7/30)	出張講座(サン レジデンス湘 南) (8/8)	後見サポーター 全体会 (8/3)	チーム支援試行(大磯) (10/16)	専門相談 (11/21)	出張講座(栗原ホーム) (12/27)	大学連携事業 (東海大伊勢 原キャンパス) (1/22)	後見サポーター 全体会 (2/1)
		FM湘南ナパ サ出演 (6/11)	職員研修(平塚 栗原ホーム) (7/10)	en v		後見サポーター 全体会 (10/5)	高齢者権利擁護講演会(崇 善公民館) (11/22)	市民後見人養成講座(実践研修)修了認定判定会(12/25)	市民後見人養 成講座(実践研 修)(家裁小田 原支部)(1/29)	市民後見人養 成講座(実践研修)振替分(伊勢原市社協)
市民後見人 養成講座 (実践研修) (6/11, 24)	後見サポーター全体会(6/1)	高齢者権利擁 護講演会(保 健センター) (6/26)	市民後見人養成 講座(実践研修) (7/18午前·午後)	視察研修(平塚 栗原ホーム) (7/19)	市民後見人養 成講座(実践研 修) (7/18, 29)	市民後見人養成講 座(実践研修)事例 検討及び修了判定 打ち合わせ(7/30)	市民後見人養 成講座(実践 研修)(横浜家 裁)(11/7)	市民後見人養成 講座(実践研修) 修了試験(11/18)	ター全体会	市民後見人事 務引継ぎ (2/19)

平塚市成年後見利用支援センター 令和元年度 相談件数等(暫定集計)及び会議開催状況

					期	間別内	沢				合計		相談		100	参考:前]年度(30	0年度)	3	1:
			4~6月	7~9月	上期計(4~9月)	10月	11月	12月	小計 (10~12 月)	合計 (初回· 継続別)	相談	一日当	経路別 内訳 (実件数)	4~6月	7~9月	10~ 12月	1~3月	合計(初 回·継続		一日当
	****	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	のベ開所 日数191日	区分 別計	たり平 均件数	祉機関·施	開所日数開	開所日数 開	開所日数	開所日数	別)	区分 別計	たり平 均件数	
		0	61.5	64	125.5	22	20.5	21	63.5	189			設等からの 相談	64.5	64	63.5	60	252		
1	電	初回	46	47	93	14	12	9	35	128	327	1.73	75	46	47	50	51_	194	451	1.79
相	祖 話 糸	継続	60	58	118	24	16	41	81	199	027		B)親族·知 人等からの	40	44	74	99	\$257	101	1
談		初回	8	15	23	12	1	7	20	43	128	8 0.68	相談	4	11	10	14	39	141	0.56
	所	継続	29	47	76	0	3	6	9	85	120	0.00	92	20	20	23	39	102		0.00
	備考		4/6, 6/1 土曜開所 5/11土曜 午前開所	7/13, 9/14 土曜午前 8/3土曜 開所		10/5 土曜 開所	11/9 土曜 午前 開所	12/7 土曜 開所	×	4/23, 5/23, 6/18·26, 7/18, 8/20·22, 9/19, 10/15, 11/20·21, 12/17専門相 談 4/7, 6/2 土曜開所 5/12土曜 午前開所 8/4土曜 午前開所 開所 11/10土曜 中前開所 11/10土曜 開所 張)·18·27(出張				/20, 10/2 7AM·PM , 3/14AM	10/24, 11/15, I·PM, 2/18(出 14AM·PM(出					
			成年後見支援ネットワーク連絡会											受任調整	₹•企画運	営会議				
	会	<u> </u>	日時 場所											日時	平成31年4月16日(火曜),令和元年6月18					
	諸		4) L = +/	医療機	専門職団体 5, 包括 13, 相談支援事業所 2, 福祉関係団体等 5, 福祉施設等 1, 医療機関 3, 金融機関 1, 行政(市担当課を含む) 5, オブザーバー(法テラス) 1								場所 平塚栗原ホーム 3階 小会議室							
	僧	Ĕ	参加者 計 36団体・機関等 39名 事務局:成年後見利用支援センター 4名									出席者	出縄守	英・(社	一長(弁 福)進和 社会福祉:	学園理事	長 計 3名	7		
	沙		内容	・ 平塚市成年後見利用支援センターの事業概 内容 ・ 参加団体・機関等における「成年後見及び権利擁 ・ 法テラスの業務案内及び利用方法等(法テラ						護に関す		伏況」		内容	・平均状況・検討	兄	後見利用	見支援セン	/ ターの	運営

令和元年度 平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

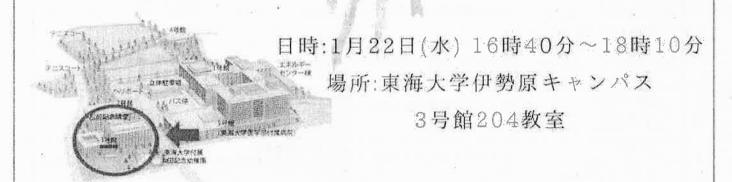
番号	日時 会場	主催団体等名称	内容等	対象	参加者数 (単位:人)	備考
1	6月3日(月) 10時~11時 横内団地集会所	平塚市高齢者よろず相談セン ターサンレジデンス湘南	出張講座	市民	13	2 3
2	6月7日(金) 15時~16時 うんどう・デイ・まつがおか	平塚市高齢者よろず相談セン ターまつがおか	出張講座	民生児童 委員	15	
3	6月26日(水) 14時~16時 平塚市保健センター	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「ご本人に よる財産管理が難しくなった とき、考えること」	保健 福祉 関係者	59	高齢福 祉課委 託事業
4	7月10日(水) 16時~17時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	職員研修「権利擁護研修」	保健 福祉 関係者	18	
5	7月18日(木) 9時30分~11時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・ 市民後見人養成講座)公開 講座	保健 福祉 関係者	7	聴講 者数
6	7月18日(木) 12時20分~14時50分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座· 市民後見人養成講座)公開 講座	保健 福祉 関係者	7	聴講 者数
7	7月19日(金) 13時30分~15時30分 平塚栗原ホーム	四之宮地区民生委員児童委員協議会	視察研修	民生児童 委員	14	
8	8月8日(木) 14時~15時30分 サンレジデンス湘南	平塚市高齢者よろず相談セン ター倉田会	出張講座	ケア マネジャー	20	
9	9月20日(金) 14時15分~16時15分 平塚市役所	平塚市成年後見利用支援センター	設面5周年記念講演会 「権利擁護・地域共生の実 現を目指して~成年後見制 度利用促進の活用をつうじ て~!	保健 福祉 関係者	54	
10	10月28日(月) 13時00分~14時30分 平塚市役所	平塚市福祉部	保健福祉研修「成年後見制度について」	職員	- 11	
11	11月20日(水) 10時00分~12時00分 サンレジデンス湘南	地域包括支援センター地域支 援担当者連絡会	出張講座	地域包括支 援センター職 員	17	
12	11月22日(金) 14時~16時 崇善公民館	平塚市成年後見利用支援セン ター	成年後見制度講座	市民	36	高齢福祉課委 託事業
13	12月7日(土) 13時30分~15時30分 松原公民館	松原地区社会福祉協議会	理事研修会	市民	32	
14	12月27日(金) 13時30分~15時 平塚栗原ホーム	平塚市高齢者よろず相談セン ターゆりのき	出張講座	市民	5	
15	1月21日(火) 13時30分~14時30分 平塚特別養護老人ホーム	平塚市高齢者よろず相談セン ターごてん	出張講座	市民、民生児 童委員、ケア マネジャー		
16	1月22日(水) 16時40分~18時10分 東海大学伊勢原キャンパス	東海大学、平塚市、平塚市成年後見利用支援センター	大学連携講座	東海大字字 生、市民、保 健福祉関係 者	15	
17	2月17日(月) 10時30分~12時30分 済生会湘南平塚病院	平塚市成年後見利用支援センター	設置5周年記念講演会&ミニシンポジウム「障害者権利 条約と成年後見制度」	1	51	
18	2月25日(火) 14時~16時 平塚市保健センター	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座 (市長申立、法人後見、市 民後見)	保健 福祉 関係者		中止
19	3月12日(木) 10時~12時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	市民後見人養成講座フォローアップ研修 「改正民法について」	市民後見人、 後見サポー ター及び従事 者		延期

令 和 元 年 度 平 塚 市 民 · 大 学 交 流 事 業

権 利 擁 護 と 成 年 後 見 に つ い て 考 え る 社会 福祉士 は のように関わるのか

社会福祉士志望の大学生と後見サポーターが参加する、ワークショップ形式の学習会です

はあとなあ神奈川(社会福祉土会)、 病院相談員、施設相談員、市民後見人の話が聞けます。 東海大学卒業生の先輩も来ます。 国家試験前に成年後見制度のおさらいと、 実務における社会福祉土の役割を勉強しませんか?



お問い合わせ: 菅野和恵 (健康学部健康マネジメント学科) kankan@tokai-u.jp

平塚市における市民後見人養成の状況(令和2年2月29日現在)

<u></u>											
d	項目	年次	第一期 (H24年度~)	第二期 (H25年度~)	第三期 (H26年度~)	第四期 (H27年度~)	第五期 (H29年度~)	第六期(H30年度~) 権利擁護人材育成講座として 開催			
	(1) 応募資格		平塚市に在住	市内在住・在勤・在学の18歳以 上の方							
	(2)	定員	25	名		15名	1	定員なし			
		説明会日程	12月15日(土)午後	11月 5日(火戸夜	11月12日(水)夜	11月4日(水)夜	5月13日(土)午前	8月4日(土)午後			
		武明云口柱	12月18日(火)夜	11月11日(月)午後	11月15日(土)午後	11月10日(火)午後	5月17日(水)午後	8月27日(月)午後			
	(-)	△ 48	県平塚保健			合同庁舎	平塚市役所	平塚栗原ホーム/平塚市役所			
	(3)	会場	1				構座の応募要件。 び綾瀬)における説明会の)出席も可。			
1		広報	市広報11月16日号	市広報10月18日号	市広報10月17日号	市広報10月2日号	市広報4月7日号	市広報6月15日号			
基		参加者数	36名	20名	31名	7名	9名	40名			
礎	(4)	申込/ 受講決定	14名/14名	14名/14名	15/15名	6名/6名	4名/4名	14名/14名			
研修	(5)	研修日程	全4日間の日程を、2月2日、9日、16日、23日の土曜日に開催。	全4日間の日 程を、1月・2月 の平日に開 催。 第1日~第3日は、 域の講座を振り替え は、「事例検討」また は、「事例検討」また は、「事例検討」また は、「事例検討」また では、「事例検討」また では、「事例検討」また では、「事例検討」また	受講可。 ※半日単 受講不可。第4日 匠のため、平塚市で ない(他地域講座を	全4日間の 日程を、1月 18日(月)、 26日(火)、2 月9日(火)の 平日に開 催。	全4日間の日程 を、7月25日 (火)、8月2日 (水)、24日 (木)、31日(木) の平日に開催。	全4日間の日程を、10月 6日(土)、26日(金)、11 月10日(土)、28日(水 曜)に開催。 必修科目を含め、75%以上 (受講時間数)の出席により (受講際で、また、指定する 関連講座等(県社協の基礎 研修を含む)の受講を振替 受講と認めた。			
		会場	平塚保健 福祉事務所		 平塚栗原ホーム		第1·2日: 神奈川県社会福祉会館, 第3·4日: 平塚市役所	第1·3日:平塚栗原ホーム、 第2·4日:平塚市役所			
	(6)	修了判定	11名修了認定 3名不認定	13名修了認定 1名不認定	14名修了認定 1名不認定	6名全員修了認定	4名全員修了認定	12名修了認定 2名不認定			
	(1)	申込/ 受講決定	10名/10名	13名/13名	13名/13名	6名/6名	4名/4名	4名/4名			
2 宝		研修日程	10月3日(木曜)~12月19日(木曜)まで の7日間	10月7日(火 曜)~12月11 日(木曜)まで の8日間	7月16日(木 曜)~11月5日 (木曜)までの 9日間	7月19日(火曜)~11月2日 (水曜)までの 9日間	9月27日(水曜)〜 12月7日(木曜)ま での9日間	6月11日(火曜)~9月9日(月曜)まで の5日間 及び修了試験・「地域共生社会の理 念」・家庭裁判所見学			
実践研修	(2)	会場	平塚栗原ホー ム、横浜家庭裁 判所、かながわ 県民センター	平塚栗原ホーム、平塚 市保健センター、横浜 家庭裁判所、かながわ 県民センター	ム、平塚市保健	平塚市保健セン ター、平塚栗原 ホーム、横浜家 庭裁判所	平塚栗原ホーム、平 塚市役所、茅ヶ崎市 社会福祉協議会、横 浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、横浜 家庭裁判所(小田原支 部)ほか			
	(3)	修了判 定	10名中10名 修了認定	13名中13名 修了認定	13名中11名 修了認定	6名中5名修了認定	4名全員修了認定	4名全員修了認定			
	(1)	申込及び 採用者	7名申込:7名採用 (3名退職)	12名申込:10名 採用(3名退職)	8名申込:8名採 用(2名退職)	5名申込:5名採用	4名申込:3名採用				
3		位置づ け	平塚市市民後見人養成講座(実践研修)を修了された方の申し込みに基づき、選考のうえ、平塚市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の後見活動支援員(以下、「後見サポーター」という)として、後見活動に従事いただく。第一期を26年10月1日付、第二期を27年8月1日付、第三期を28年8月1日付、第四期を29年8月1日付、第五期を30年8月1日付で採用、第六期は令和2年度前半に採用予定。								
後見サポーター	 活動	支援員 活動	後見サポーターは、修了された方2人1組で、ケースを担当。この場合、あらかじめ、主担当と副担当を決めておく。担当ケースは、法人後見事業で受任している成年被後見人等の人数やその方々の支援内容等に応じ、個別に判断。したがって、後見サポーターとしての活動の申し込みされた方全員が、同時に、後見活動に従事し始めるのではなく、順次、活動。通常の活動は、2人組で従事。急を要する場合には、主担当が単独で対応。ただし、主担当の都合がつかない場合など、やむを得ないときは、副担当が単独で対応もありうる。後見サポーターとしての後見活動は、通常、月に1~2回の従事を想定。1回あたりの活動は、①活動前の準備・打合せ等、②後見活動(移動)、③活動後の書類作成・報告等をふくめ、おおむね3時間程度。また、担当するケースへの従事以外に、後見サポーター全員による情報交換と研修等を目的とした「全体会」を2か月に1回開催(偶数月の第一土曜日の午前)。								
	の状況	活動状況	事)。 第二期:現員7名中 第三期:現員6名中 第四期:現員5名年 第五期:現員3名名	□4名が成年後見人□2名が成年後見人 ≧員がサポーター記 ≧員がサポーター記	、等選任。 、等選任、4名がサ7 E動中。	ポーター活動中。		度のサポーター活動に従			

令和元年度「第三者後見人研修交流会兼市民後見人フォローアップ研修」報告書

日程:令和2年1月28日(火)

時 間:14時00分~16時00分(2時間)

会 場:平塚栗原ホーム 3階大会議室

参加者: 専門職後見人 5団体(12名)、市民後見人(4名)、市福祉総務課(2名)、

あんしんセンター(2名),事務局(センター長、副センター長、班長、他2名 計5名)、

厚木市社協(1名)

合計26名

内容: 1. 開会

大森センター長が開会の挨拶。続いて、参加者の自己紹介を行う。

- 2. 特定非営利活動法人 NPO成年後見湘南による活動報告等
- 3. 成年後見人等の責任について

大森センター長より下記について説明していただく

- ・被後見人等が不法行為を行なった場合の監督責任について
- ・後見人等が被後見人等に損害を与えた場合の責任について
- 4. 成年後見人等の立場として課題を感じていることについての改善に向けた意見交換
 - *税理士会(清水税理士)
 - ・地域連携ネットワークにより、他の専門職と協働が必要。
 - *リーガルサポート(大谷司法書士)
 - *ぱあとなあ(山中社会福祉士)
 - ・湘南西地区 (3 市 2 町) 4 4 名の内、2 8 名が活動しており、受任件数は101 件となっている。
 - *弁護士会(押谷弁護士)
 - ・各士業の得意分野を活かし、総合的に支援(役割分担)。市民後見人の役割は大きい。
 - *コスモス(須藤行政書士)
 - *大森センター長
 - ・任意後見契約を結び、判断能力が低下した後も、任意後見監督人選任を申し立てず、 財産管理を継続している案件がみられる。
- 5. 閉会

閉会後、各自、名刺交換を行なう。

今和2年度 平塚市成年後見利用支援センター事業計画(案)

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月						
	土曜開所 偶数月の第一土曜日(4/4, 6/6, 8/1, 10/3, 12/5, 2/6)の午前・午後 奇数月の <i>第三</i> 土曜日(5/16, 7/18, <u>9/5</u> , 11/21, 1/16, <u>3/6</u>)の午前									
セ	中核機関設置に向けれ	た検討(チーム支援の試行・検証を含	 含む 次年度の事業の	 検討・調整、次年度以降に向けた準備						
ンター	研修会・出張講座の開催(保健福祉関係者向け研修会、地域・企業等での出張講座。月1~2回開催。 障がい分野及び任意後見に関する研修・講座開催の充実強化) 高齢者権利擁護講演会の開催									
運営	受任調整·企画運営会議の開催(偶数月に年6回開催。)									
全 般	成年後見支援ネットワーク連絡会 の開催(第1回・6月頃)		第三者後見人研修交流会開催	成年後見支援ネットワーク連絡会 の開催(第2回・3月頃)						
	「平	塚市応急事務管理事業」の受託(<i>全</i>	 <i>体会議:年1回</i> , 個別ケース会議:陨	通時) 1						
相		専門相談	(概ね月2回)							
談	(再掲)土曜開所 偶数月の第一土曜	ヨ (4/4, 6/6, 8/1, 10/3, 12/5, 2/6)の台	 F前·午後 奇数月の <u>第三</u> 土曜日(5/16,	 7/18, <u>9/5,</u> 11/21, 1/16, <u>3/6</u>)の午前						
		個人受任した市民	 後見人の活動支援							
市民後	後見サポーター全体会へ		 と同日(4/4,6/6,7月下旬,10/3, サポーターの活動支援	12/5, 2/6) <i>一部調整中</i>)						
見人養	ħ	市民後見人・後見サポーターフォロー	┃ アップ研修(第1回)┃ 市民後見人・後見 ┃	 サポーターフォローアップ研修(第2回) 						
成	2 2 8	後見サポータ	 一の受任支援							
支援		基礎研修(説明会)開催 (7·8月·予定)	基礎研修 開催 (9~12月·予定)	÷ .						
		*		2						

資料 3

令和2年(2020年)2月18日 (平塚市成年後見利用支援センター受任調整・企画運営会議資料)

権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向けた検討課題(検討のためのたたき台)

(1) 広報(別紙「中核機関に期待されている機能と現状(後見センター)の比較検討」2-A) 広報を市町村(中核機関)単位とすることには合理性が乏しく、広域・県域での実施が効率的でもあり、望ましい。

(2)相談(別紙同 2-B)

相談の段階であっても、<u>中核機関の設置根拠や職員の位置づけを対外的に説明可能な仕組みの整</u>備が必要(守秘義務、中核機関職員としての証明書の発行等)。この場合、本来、立法による全国統一のルールが必要。過渡的には、条例制定も考慮すべき(ただし、条例の場合は、条例の適用範囲の問題も要検討)。

- (3) 候補者選定(マッチング・受任者調整)(別紙同 2-D)
- ① 「ケースの内容」と「候補者」について、<u>候補者選定(マッチング)に必要かつ正確な情報を中核機関が入手しうるか</u>(=家庭裁判所から提供いただけるか)に依存する。<u>情報の収集や保有等</u>に関する仕組みの整備が必要。
- ② 実務的には、市町村単位で候補者選定(マッチング・受任者調整)を行うことは、現実的ではないのではないか? 将来の構想としては、複数市町村によるブロックを単位とすることも要検討。
- (4)後見事務支援(後見人支援等)(別紙同 2-E)
- ① 本人の現住地・後見人の住所が当該市町村以外の場合の対応のルールをある程度統一する必要がある(中核機関等の支援対象は、本人の現住地を基準とするか、後見人を基準とするのか)。
- ② 当面、親族後見人支援を行う場合、中核機関に対し、家庭裁判所から親族後見人の情報を提供いただくことは可能か? 又は、親族後見人に対し、(たとえば、)中核機関の実施する「セミナー・相談会」の開催案内の配布や、中核機関が「後見事務」の相談先である旨の告知をしていただくことは可能か?

(5) その他

権利擁護の観点からは、「任意後見」や私的契約としての「財産管理契約」に関する問題について検討の必要性も高い。

中核機関に期待されている機能と現状(後見センター)の比較検討

A 広報		B 相談	C 申立	D 候補者選定(マッチング・受任者調整)	E 後見事務支援(後見人支援等)
市内において出張講座・ 公開講座を開催しており、 おおむね成果を上げてい る。	0	相談者からの相談に対し、助言し、相談者自身の対応を促すことにとどまるのであれば、大きな課題は無い。ただし、相談者の提供する情報の内容を確かめるすべがない。	親族による申立てが見込める場合は、作成や必要 書類の入手方法の助言を行う程度。申立権のある 相談者の状況によっては、法テラスを紹介すること もまれにある。	相談者が親族(相談者自身を含む)を候補者としている場合、裁判所の選任動向を伝えている(金融機関の後見制度支援預金に関する情報を提供することもまれにある)。	現状では、個別ケースの後見事務支援は行っていない。なお、「本 人情報シート」を選任後の支援に活用する仕組みを設けていな い。
広報を市町村単位とする ことには合理性が乏しく、 広域・県域での実施が効 率的でもあり望ましい。	現状	相談者が適切な対応をとらない場合は、本人の権利擁護のため介入の必要性を感じることもあるが、現状では介入できない。	必要性が高いにもかかわらず、親族申立てにつな がらない可能性が高い場合は、支援者等に市長 申立要請の検討を促している。	相談者が候補者として第三者を予定し、紹介を望んでいる場合は、適切と思われる専門職の団体を複数紹介し、相談者の判断に基づき専門職団体に紹介要請するよう促している。	また、報酬助成について照会があった場合は、基本的な制度説明は行うが、具体的な相談は行政所管課を案内している。
		<想定ケース> 申立権のある親族(本人を含む)からの相談、親族不存在の場合 の支援者からの相談。	<想定ケース> 申立権のある親族(本人を含む)が主体的に申立 てを予定・準備している。	<想定ケース> 親族申立て及び市長申立てに際し、後見人等候補者 の選定依頼がある。	<想定ケース> 後見人から後見事務について相談があったり、後見事務の支援依頼がある。
中核機関職員には、 講座の企画・運営のためのスキルを身に着けておく必要がある。 中核機関職員には、 (2) 講座の講師を担うスキ	1 支援的	相談者から①本人の判断能力の程度、②後見制度の利用の必要性、③申立をする可能性のある者の有無等を確認し、本人のために必要な場合、申立てにつなげる。 (1) 台 ①や②など、相談者の提供する情報の内容を確かめられない。 相談者が中核機関の関与に同意していても、他の親族が同様の意向かどうかわからない。	親族が申立てを予定していて、ケースの概要 や候補者に大きな問題が無い場合は、申立て 支援を積極的に行う(本人の戸籍謄本・住民 (1) 票・「ないこと証明」取得の支援、申立書作成 の支援等)。 従来、 <u>申立書類作成を有料で代行・代理</u> してきた専門職との調整の検討が必要。	ケースの内容に応じ、中核機関が適切と考える候が 補者を選定(マッチング)する。 (1) ⇔・「ケースの内容」と「候補者」について、候補者 選定(マッチング)に必要かつ正確な情報を中核機 関が入手しうるか?	後見人からの後見事務についての相談や、後見事務の支援 依頼に対応する。 ⇔ 後見人の提供する情報の内容を確かめられない(第三者 (1) に対して確認する根拠が無い)。 後見人の提供する情報が不正確だったり、虚偽であった場合、 当該情報に基づいて中核機関が対応した場合の責任の所在・ 程度。
ルが求められる。	関与	申立の期待できる親族が不存在で、支援者からの相談の場合、①本人の判断能力の程度、②後見制度の利用の必要性等を確認し、本人のために必要な場合、市長申立ての要請を促す。	市長申立てについて、中核機関が一定の事務 を担う。 ⇔ 戸籍謄本等を公用請求する場合と(委託) 中核機関による場合との差異の整理が必要。	 ⇔ 申立予定者が想定している候補者と、中核機 (2) 関が望ましいと考える候補者に差異があった場合、どの範囲で介入するか(ガイドライン等が必要か?)。 	(2) <u>本人の現住地・後見人の住所が市外の場合の対応のルールが明確でない。</u>
		⇔ 相談に応じる対象が未整理(現状は、本人又は相談者が (3) 市内在住であれば相談を受けているが、中核機関がどのような 対応とするかは未定)。			(3) ⇔ 「中核機関に期待されている後見事務支援」と「裁判所の 後見監督」の境界が不明確。
	2	<想定ケース> 本人の判断能力が不十分で、かつ後見人による支援が必要である にもかかわらず、親族が申立てないことについての支援者からの相 談。	<想定ケース> 相談を受けたケースのうち、相談者の説明・主張に 疑義を感じ、家庭裁判所に対し上申書等により情 報提供する(例:申立書で候補者とされている者が 適任ではない旨の情報)。	<想定ケース> 家庭裁判所から候補者推薦の依頼がある。(申立書の 候補者欄が空欄のケース、候補者欄に記載されている 候補者が一見して不適任であるケース)	<想定ケース> 関係者から後見人の後見事務について疑義のある旨の情報提供 がなされ、介入する(横領等が疑われ、明らかに家裁の監督の範 疇であるケースを除く)。
広報を市町村(中核機関)単位とすることには合理性が乏しく、 には合理性が乏しく、 に域・県域での実施が効率的なので、広域実施や県域におけ	入的	 ⇒ 本人に後見制度の利用が必要であると思われる状況であっても、そのことを<u>中核機関が親族に伝えるための根拠が十</u> (1) 分には整備されていない。 そもそも、支援者の提供する情報自体の真偽を確かめるすべがない。 	 ☆ 相談者の説明・主張に疑義を感じ、家庭裁判所に対し上申書等により情報提供した場 (1) 合、当該相談者から中核機関に対し「自己情報の開示等」がなされた場合の責任の所在・程度。 	家庭裁判所から事案(ケース)に関する一定の情報 提供がなされ、当該情報と後見人候補者に関する (1) 情報をマッチングさせ、候補者を選定する。 ⇔ 現時点では、家庭裁判所からどの程度、申立 てに係る情報の提供があるか不透明。	関係者から、中核機関に「後見人が本人に会いに来ない」、 「後見人に連絡をとろうとしても連絡がつかない」といった情報 が寄せられ、中核機関が後見人に対し是正を求める。
る県・県社協の機能発揮が期待される。	関	当初の相談は親族からのもので、支援者を交えたケース検討を行っていたところ、本人に後見人による支援が必要であるにもかかわらず、当初の相談者(親族)が翻意し、親族は申立てしない意向となったとき。 母祖談者の意向に反して、市長申立の要請等を行う場合の判断基準(ガイドライン等が必要か?)。		 ⇔ 上記1(1)同様、「候補者」について、候補者選 (2) 定(マッチング)に必要かつ正確な情報を中核機関が入手しうるか? 	後見人の後見事務について、親族から不満・疑問が出され、 当該親族の意見に一定の合理性があると考えられた場合で、 中核機関に指導が求められ後見人に是正を求める。
中核機関の職員の養(i) 成・確保が喫緊の課題(他の機能において	3 対	相談の段階であっても、 <u>中核機関の設置根拠や職員の位置づけを対外的に説明可能な仕組みの整備</u> が必要(守秘義務、中い核機関職員としての証明書の発行等)。	申立て支援を積極的に行う場合、従来、申立 (1) 書類作成を有料で代行・代理してきた <u>専門職</u> との調整の検討が必要。	「ケースの内容」と「候補者」について、 <u>候補者選定</u> (1) (マッチング)に必要かつ正確な情報を中核機関が 入手しうるかどうかに依存する。 情報の収集や保有	(1) 「チーム支援」については、対象を親族後見人のみとするか、 専門職後見人も含めるかという検討が必要。
も同様)。	応の方	11 この場合、本来、立法による全国統一のルールが必要。過渡 的には、条例制定も考慮すべき(ただし、条例の場合は、条例	THE TAIL!" U.S.	等に関する仕組みの整備が必要。	(2) 「チーム支援」について、特に、「介入的関与」の場合には、十分な法的根拠が必要。
() ては、広域実施を念	方向性	の適用範囲の問題も要検討)。		T-may.	(3) 機関化しないよう、役割・機能を事前に明確にすることも重要。 (4) 本人の現住地・後見人の住所が市外の場合の対応のルールをある程度流一する必要がある。

成年後見制度利用促進に係る市の取組

1 市長申立てについて

平塚市市長審判請求実施要綱に基づき、申立てを行う者がいない方に対し市長が申立てを行っている。

(単位:件)

1

14

21

〈平塚市 市長申立て実績〉年度統計

区分 認知症高齢者 知的障害者 精神障害者 計 2013年度 3 11 4 1 2014年度 14 0 15 1 2015年度 15 0 16 3 2016年度 14 0 17 2 2017年度 19 1 22

13

17

〈参考 2018年度要請内訳〉

地域包括支援センター4件、居宅介護支援事業所1件、福祉事務所内8件、病院1件 <参考 2019年度要請内訳>

0

地域包括支援センター8件、居宅介護支援事業所3件、福祉事務所内7件、病院3件 市長審判請求要請書の提出者は地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、福祉事務所 内など、本人の生活支援に携わっている者が多い。

福祉事務所内での要請については、高齢福祉課・障がい福祉課が受理する虐待案件等に加え、生活福祉課からの要請がある。

取組の方向性

2018年度

2月末時点)

2019年度(2020年

成年後見制度と合わせて権利擁護に関わる市の役割について周知を行うことで、一つでも多くの地域の中でのニーズを相談につなげることが出来る。<u>次年度は保健福祉関係機関に向けた成年後見制度講座の中で、市長申立てに関する講座も行うなど、一層の普及啓発に</u>努めていく。

2 チーム支援について

チーム支援の体制整備検討のため、市長申立て案件の中からモデルケースとしてチーム 形成を行い、ケースカンファレンスを行った。資料5及び5-2参照。

ケース概要

- ・60代男性、高齢の父と在宅二人暮らし。地域包括支援センターが父に関わりを持ったことで、支援が必要な息子がいると行政に相談が入る。受診の結果若年性認知症と診断を受け、父のサポートにより生活していたが、父も高齢なため身の回りの世話や金銭管理等を賄うのが難しくなり、地域包括支援センターからの要請により市長申立てとなる。
- ・弁護士が後見人に選任される。
- ・障がい福祉課(申立て事務担当課)から後見人への引継ぎの後、関係者によるチームを形成し情報共有、役割分担を行う場とした。

後見人、入所施設職員、前ケアマネジャー、行政職員等計12名が集まったケースカンファレンスで出た意見は以下のとおり。

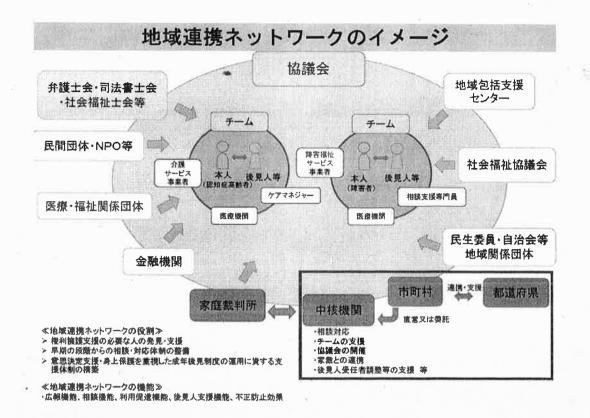
- ① 顔が見える関係が出来たことで、それぞれの役割を共有認識することが出来た
- ② 関係者で直接会って話すことで、細やかな情報も共有することが出来た
- ③ より連携した支援を行っていけると思う

取組の方向性

令和2年度は引き続き市長申立て案件の中からチーム形成を行うことで、効果や課題の 検証に取組み、チーム支援のあり方を検討していく。チーム支援をより効果的に運用するために、事例を積み重ねて検証を行い、関係機関への周知を行っていくことで連携体制の一層の充実を目指していきたい。

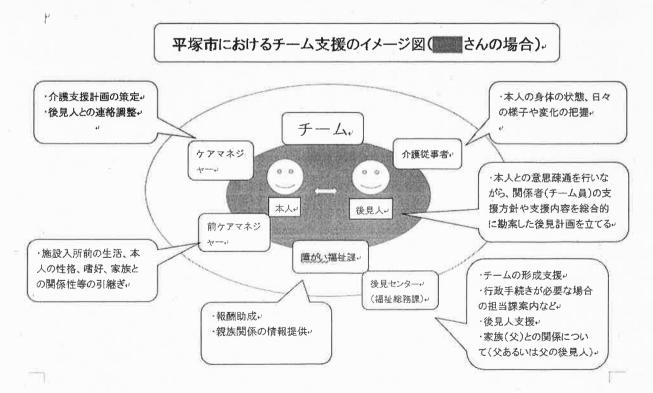
現段階で見込まれるチーム支援における中核機関の役割

- ① 後見人等着任時における情報共有及び関係機関の役割分担→着任当初よりスムーズな 後見業務が行えることを支援する
- ② 有事における包括的支援機能→後見活動に対する困りごとの発生時におけるチーム編成を支援する



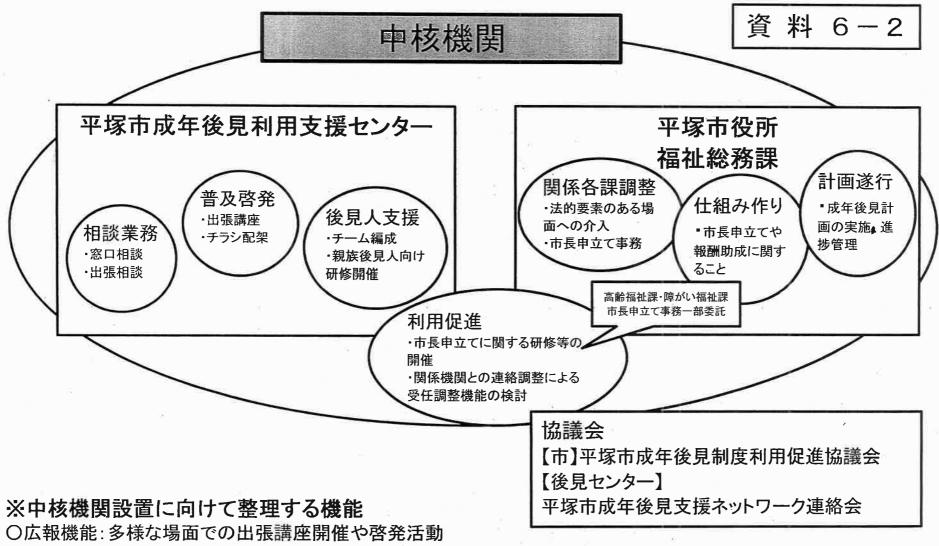
<効果·目的>

本人と後見人の二者間だけではなく、関係者がチームとなることで後見活動の内容が充実するとともに、後見人だけでは対応が難しい事柄への包括的介入が期待され、後見人支援機能も発揮される。



資料 6-1 中核機関5か年構想 2019 2020 2021 2022 2023 年度 中核機関設置 中核機関の設置検討 中核機関の機能の検証 中核機関の機能の検討 具体的機能についての 具体的機能の検証 人員体制の調整等 検討(詳細は下記) 委託・直営の機能分け 事例への介入(1ケー 事例介入の検討・検証 関係機関等への周知 事例への介入(2,3 ス) チーム支援 ケース) チーム支援構想案作成 て検討受任調整の体制につい市長申立ての仕組みや 市長申立て案件 から試験的介入 介入内容の検証 受任調整体制の検討 家庭裁判所·専門職団 家庭裁判所·専門職団体 マッチング 家庭裁判所との調整 体等との連絡調整 と等との連絡調整 利用促進法第14条2項に定める合議制の機関 *成年後見制度利用促進協議会の開催(年2回) 定例事項 * 成年後見利用支援ネットワーク連絡会開催(年2回) 協議会の在り方・役割について

<2019年度の取組> チーム支援の試験的実施(資料5) 中核機関の具体的機能検討(資料6-2) 家庭裁判所との協議



- 〇相談機能:窓口相談の充実、出張相談等地域での相談機会の拡充
- 〇利用促進機能:①市長申立てに関する研修等の開催により、保健福祉関係機関等への啓発拡充
 - ②家庭裁判所・専門職団体との連絡調整(受任調整等の検討)
- 〇後見人支援機能:チーム編成支援や、親族後見人向け研修開催等による後見人等への支援の拡充

平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき市長が行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(以下「市長審判請求」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(審判請求対象者)

- 第2条 市長審判請求の対象者(以下「審判請求対象者」という。)は、原則として、本市に 住所を有する者(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者)のうち、判断 能力が不十分で、身寄りがない等の場合であって、当事者による審判の請求が期待できな いと市長が認める者とする。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている場合 実施機 関が本市となる者
- (2) 措置入所者である場合(前号に掲げる場合を除く。) 本市が入所措置を行った者
- (3) 介護保険制度による被保険者である場合(第1号に掲げる場合を除く。) 保険者が 本市となる者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)に基づく援護を受けている場合(第1号に掲げる場合を除く。) 実施主体 が本市となる者
- 2 前項各号に掲げるもののほか、審判請求対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。

(市長審判請求の要請)

- 第3条 次に掲げる者は、審判請求対象者がいると判断したときは、市長に対し市長審判請求を行うよう要請することができるものとする。
 - (1) 審判請求対象者の日常生活の援護者(親族以外の者に限る。)
 - (2) 児童委員及び民生委員
 - (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める社会福祉事業に係る施設等の長又

は福祉事務所の長

- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護保険施設その他これに類する 施設の長
- (5) 地域保健法(昭和22年法律第101号)に定める保健所の長
- (6) 医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院又は診療所の長
- 2 前項の規定により市長審判請求の要請をしようとする者は、成年後見制度における市長 審判請求要請書(第1号様式。以下「要請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、第1項各号に掲げる者(本市の社会福祉法に定める福祉事務所の 長を除く。)は、当該審判請求対象者に係る市長審判請求の可否その他市長審判請求の手続 について、平塚市成年後見利用支援センター(平塚市成年後見利用支援センター設置規則 (平成26年規則第40号)の規定により設置する平塚市成年後見利用支援センターをい う。)に相談の上、要請書を提出するものとする。

(市長審判請求の担当課)

- 第4条 前条に規定する要請書の提出があった場合には、原則として、次の各号に掲げる審判の請求の区分に応じ、当該各号に掲げる課(以下「担当課」という。)が、成年後見調整会議に意見を聴く手続を行うこととする。
- (1) 老人福祉法第32条の規定による審判の請求 高齢福祉課
- (2) 知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条 の11の2の規定による審判の請求 障がい福祉課

(市長審判請求の決定等)

- 第5条 市長は、第3条に規定する要請を受けたときは、成年後見調整会議において、次に 掲げる事項を確認し、及び総合的に考察し、市長審判請求の可否を決定するものとする。
 - (1) 審判請求対象者の事理を弁識する能力の程度
 - (2) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による審判請求対象者に対する支援策の効果
 - (3) 審判請求対象者の親族の存否、当該親族による審判請求対象者保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無
 - (4) 審判請求対象者の生活、資産及び収入状況
 - (5) 望ましい後見候補者及び当該候補者を選んだ理由

- 2 市長は、市長審判請求の決定の結果を、成年後見制度における市長審判請求要請に関する決定通知書(第2号様式)により当該要請人に通知するものとする。
- 3 成年後見調整会議において、必要と認めるときは、第1項各号に掲げる事項及び市長審 判請求の可否のほか、次の各号に掲げる事項を検討する。
- (1) 財産管理、契約を伴うサービスの必要性等、審判請求対象者の福祉を図るために必要な支援策
- (2) 審判請求対象者の置かれている状況等から緊急に対応が必要な場合は、関係法令に 基づく入所等の措置

(費用負担)

第6条 市長は、市長審判請求について、家事事件手続法(平成23年法律第52号。以下 「法」という。)第28条第1項の規定により、審判の請求に要する費用(以下「審判請求 費用」という。)を負担するものとする。

(審判請求費用の求償)

第7条 市長は、原則として、前条の規定に基づき負担した審判請求費用について当該審判請求費用の求償権を得るため、法第29条第1項の規定により、審判請求対象者に当該審判請求費用を負担させる旨の申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(利息)

第8条 前条の規定に基づき審判請求対象者が負担する審判請求費用に対する利息は、無利息とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市長審判請求に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平塚市成年後見制度運営事業実施要綱(平成18年10月1日施行。次項において「旧 要綱」という。)は、廃止する。
 - 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている審判の請求及び審判の請求に係 る申立ての要請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。